

一時収蔵施設についてのご案内

都立霊園では、以下3つの霊園で、墓所や納骨堂が見つかるまでの間、一時的にご遺骨をお預かりする一時収蔵施設を設置しています。

※墓所や霊園等を一年以内に探す意志のない場合には、ご利用になれません。

申込資格	<p>①申込者の住民票の住所が「東京都」にあること※ (※八柱霊園の場合、申込者の住所が「東京都」または「千葉県松戸市」にあること)</p> <p>②自宅にご遺骨があり、「火葬許可証」を所持していること(改葬骨でないこと※) (※一度も埋葬・収蔵したことの無い遺骨を所持していること)</p> <p>③遺骨となった死亡者の親族である者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は遺骨となった死亡者の死亡時点においてパートナーシップ関係であった者。ただし、パートナーシップ関係とは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたものであること。</p>
使用期間	<p>※ただし、1年ごとに更新(延長)の手続きをすれば、最長で5年間お預かりいたします。</p> <p>1年間 (5年を超えての更新(延長)はできません。5年経過時はご遺骨をお引き取りしていただきます。)</p> <p>※墓所・霊園等を探す意志のない場合は、更新(延長)できません。</p>
予約	<p>予約制となっております。事前にお電話で、ご遺骨を預ける日時のご予約をとってください。取扱日は、下記の霊園毎に異なりますので、各霊園管理事務所にお問い合わせください。</p>
当日必要な書類等	<p>①ご遺骨</p> <p>②火葬許可証</p> <p>③申込者の住民票 ※下記の3点の内容が備わったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行から3カ月以内のもの ・本籍が記載されているもの ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの <p>④使用料 1,300円</p> <p>※認印は令和2年12月28日より廃止となりました。</p>

使用料 1年間 1,300円

【令和6年4月1日料金改定】

- ・ご遺骨は当日申請手続き後に、収蔵できます。
- ・収蔵後はご遺骨への直接参拝はできません。
- ・年末年始を除き、9:00~16:30まで、ご自由に参拝できます。
- ・火葬許可証、住民票は原本を提出してください。書類はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

◇ご予約、お問い合わせはお電話にて承っております。

お預かりできる施設(霊園)

多磨霊園 電話:042-365-2079 東京都府中市多磨町4-628

雑司ヶ谷霊園 電話:03-3971-6868 東京都豊島区南池袋4-25-1

八柱霊園 電話:047-387-2181 千葉県松戸市田中新田48-2

※受付時間 8:30~17:15(年末年始を除く)